

2014.7.20

「公認心理師法案実現のための説明集会」のご報告

平成 26 年 7 月 12 日に「公認心理師法案実現のための説明集会」を開催しました。

6 月 16 日に法案は国会に提出され、秋の臨時国会の継続審議となっています。

この法案提出にあたって、自民、公明、みんな、結い、生活、社民の 6 党が賛成し、6 月 18 日に衆議院文部科学委員会で山下貴司衆議院議員が説明をされました。

秋の臨時国会に向けて、是非実現させるために、多くの皆さんに法案を知って頂き、賛同の輪をひろげることがこの集会の目的です。

東京中野サンプラザホールで開かれた説明集会の当日は台風一過の晴天となりました。暑さの中でしたが、950 名の参加がありました。2 時間のプログラムは以下のようでした。

【前半】

三団体代表挨拶 上野一彦 日本心理学諸学会連合理事長

お礼の挨拶 村瀬嘉代子 一般社団法人日本臨床心理士会会长、一般財団法人
日本心理研修センター理事長

基調講演 河村建夫 衆議院議員 元内閣官房長官、元文部科学大臣、自民党心理職の国家資格を推進する議員連盟会長

招待議員、秘書の皆様の紹介及びメッセージの紹介

パネルディスカッション

古屋範子 公明党厚生労働部会長

中嶋義文 社団法人日本総合病院精神医学会理事

河村建夫 前出

全体司会 下山晴彦 日本心理学諸学会連合理事

鴨下一郎 衆議院議員のお話

河村議員は基調講演で以下のように話されました。

先の国会で公認心理師法案が委員長提案ではなく継続審議になった経緯に触れ、今回委員長提案には至らなかつたが、法案に反対している党派があるわけではなく、秋の臨時国会で成立させたい。公認心理師法案の内容について、

①養成は大学院修士修了が主な道である、②名称に「師」とあるのは、「士」のつく多くの資格はそのまま使えるようにするためである、③経過措置で、現に既存の民間資格等で仕事をしている人は、5年間の実務経験と一定の講習を受けることで受験資格が得られること、④公認心理師の義務として、信用失墜行為の禁止や医師の指示の記載があるが、それは今までやっていることを大きく変えるものではなく、現状を法律用語にしていくものであること、⑤公認心理師法案は厚労省と文科省の共管で、あらゆる領域で心理支援が行えるようになっていく、⑥今より多くの人が受験することになってもレベルが落ちないような試験制度を作ること、まずは本法案から始めて良いものに育てていきたいとまとめられました。最後に、精神科七者懇談会を始めとする関係諸団体のご協力への感謝を述べられ、「小異を捨てて大同につき、まずは国家資格を作る」事が大事とされ、心理研修センターでの研修にも言及し、公認心理師が国民や社会から信頼される専門職になることへの期待で締めくくられました。

河村議員ブログより

先の国会に議員立法で提出した「公認心理師法案」の説明会が開かれ、議員連盟会長として出席しました。基調講演とパネルディスカッションのパネラーとして、法案の経過や公認心理師に期待することをお話しました。何よりも、国家資格試験は高い質を担保しつつ、国民の心のケアをしていただけなければなりません。

秋の臨時国会では、なるべく全党の賛同を得て、法案を通過させたいと思っております。

【後半】

後半はパネルディスカッションで、パネリストは河村議員、古屋議員と、中嶋義文医師でした。

古屋議員は、法案について、国際水準並みの資質の向上ということで、メインは大学院であり、今後もしっかり意見を述べていく必要があること、第四十二条2項の「指示」に関わって、医療現場以外で主治医の指示が心理職の業務を狭めるのではないか、緊急の場合どうなるのかなどの懸念が出され、党内で議論が起きたことを明らかにされました。この法案へのさまざまな意見を反映させるために、第四十二条2項に対して、第四十五条に2項として「この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、



文部科学省令・厚生労働省令で定める」を加えて、2年間かけて必要な事項を定めていくことを盛り込んだ経緯を話されました。また議員としてずっと取り組んでおられるうつ病対策についてお話をありました。

次に、中嶋医師は、公認心理師法案は医療システムや国民を救うために必要。業務独占職種の医師が医師にしかできないことに専念するために、心理支援は心理職が担うことが必要である。緩和ケアなどさまざまなチーム医療で求められており、心理専門職がチームに加わる必要性を述べられました。また、この法案で議論になっていいる法案第四十二条については、1項の「連携」が最も大事であり、そのコモンセンスの中で安全配慮義務が求められる場合の2項「指示」であることを強調されました。

これらを受けて、河村議員より、チーム医療の需要の高まりを考えると医療現場でも研修が必要であること、各省が責任を持って省令を作成することや、試験問題などによって大学院がメインになる方向に誘導する必要について再度、強調されました。

途中で、鴨下一郎衆議院議員が駆けつけられ、お話をいただきました。鴨下議員は、社会的な要請が高まる中、心理職の成熟とまとまりがあって、今回やっと法案提出ができるまでになったこと、しかし、法律の成立のためには、それぞれが社会的役割を果たしていくようにと、身の引き締まるお話をされました。これを受け、河村議員が、これから各省でガイドラインなどを作るので協力してほしい、これからも努力して公認心理師を仕上げていきたい、今日はこの時間で頭の整理ができたとまとめられました。

閉会にあたって、鶴光代推進連会長から挨拶がありました。国会議員の方々のご努力、医療関係団体の方々のご支援があって法案の提出ができたことへの御礼と、国家資格創設の目的は国民の役に立つことであることを再確認して締めくくりの言葉となりました。